#### 2020年度助成分

■研究課題名

# 日本における「同一労働同一賃金」原則の規範構造に関する 歴史的研究

研究代表者:

**鳥田陽一**(早稲田大学法学学術院・教授)

実施期間:2020年4月1日~2021年3月31日

#### 【研究の概要】

戦後労働法学においては、労基法4条をめぐって男女同一労働同一賃金という賃金におけ る男女差別に関する議論は展開されたものの、現在において議論されている意味での「同一 労働同一賃金」についての議論は行われていなかったことが確認できた。これに対して、労 使関係において、また、労働経済学および労働関係論の分野においては、「同一労働同一賃 金」論が議論されている。労使関係においては、この時期に経営側から、戦後初期に形成さ れた年功賃金制度に対する批判として、職務給の提唱がなされた中で、「同一労働同一賃 金」論が提唱された。また、労働経済学および労働関係論の中では、より原理的な意味にお いて「同一労働同一賃金」原則が検討され、日本においても企業を超えた横断的な職務給の 形成が必要であることが説かれた。しかしながら、この議論は、経営側からの職務給提唱に 対して反対の労働組合側には受容されず、高度経済成長期に入ると、「同一労働同一賃金」 論に対する関心が薄れていった。この結果、労働法学も長らく「同一労働同一賃金 | 論に関 心を向けることがなかったことが確認された。「同一労働同一賃金」原則が労働法学におい て議論されるようになる契機は、パートタイム労働者と正社員との労働条件格差に目が向け られたことであった。「同一労働同一賃金」原則をパートタイム労働者と正社員との労働条 件格差に適用としようとする議論は、差別禁止法理のアナロジーとした提唱されたが、日本 においては、正社員の賃金が職務に対するものではなく、属人給が中心であるのに対して、 パートタイム労働者の給与が地域の市場賃金に規定されるという状況であり、職務に対応す る賃金が設定されていることを前提とする「同一労働同一賃金」原則の導入が適切ではない との批判がなされた。これに対して「同一労働同一賃金」原則の適用を提唱する論者からは 有効な規範的な反論がなされない状況が続いたのであった。

このような日本の状況に対して、フランスにおいては、1996年10月26日のPonsolle事件破毀院判決以来、実定法には明示的に示されていない「同一労働同一賃金」原則を判例法理が認めていくことになったということで注目される。そこで、本研究においては、当初に研究課題に加えて、フランスの「同一労働同一賃金」原則に関する判例・学説の研究を付け加え、現在、資料を収集し、その把握に詰めているところである。

# 行政主体の機関責任――法人のガバナンスの横断的研究の 端緒として

研究代表者:

**呈智彦**(成蹊大学法学部法律学科·准教授)

実施期間:2020年4月1日~2021年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究は、行政主体の機関責任に関する立法および判例の展開の分析を通じて、公法上の みならず民事法上のものも含めた法人のガバナンスの横断的研究の端緒を得ることを目的と するものである。機関責任とは、法人の機関が当該法人に対して負う義務ないし任務に違反 したことを理由として生じる損害賠償責任を言う。

本研究では、第一に、行政主体の機関責任に関する近時の立法(独立行政法人通則法、国 立大学法人法、地方独立行政法人法の各改正)および判例の展開を分析し、問題状況および 考察すべき課題の明確化を図ったうえで、行政主体および行政組織に関する研究の蓄積を紐 解き、上記の機関責任に関する分析と、行政組織法の諸原理との関係性を考察した。具体的 には、民事法上の法人の組織原理とは異なると考えられてきた公法上の組織原理を、ガバナ ンスという共通の基盤から捉えなおす視点を提示した。この成果は、巽智彦「巽智彦・特別 行政主体等の役員責任――法人のガバナンスの横断的分析の端緒として」成蹊法学93号 (2021年2月)で公表済みである。第二に、こうした行政主体のガバナンスが問われる具体 的な例として、特殊会社(日本郵政グループ等)、特殊法人(日本放送協会等)、いわゆる 独立行政委員会(公正取引委員会、個人情報保護委員会等)をについて考察を行った。とく に独立行政委員会については、巽智彦「プラットフォームビジネスと行政法」白石忠志=宍 戸常寿編『プラットフォームビジネスと法』(有斐閣、2021年刊行予定)、巽智彦=大島義 則「行政法とプライバシー」山本龍彦編『プライバシー法』 (弘文堂、2021年公刊予定) に 寄せる論文において、近時の行政組織の展開の分析の一環として言及した。成果の公表は来 年度以降となるが、第三に、民事法における機関責任に関する議論の状況(特に医療法人や 社会福祉法人の制度改正、令和元年会社法改正について)および地方公共団体の長の責任に 関する議論の展開(特に地方自治法2017年改正)を整理し、それらの中で立ち現れている機 関責任の理論的問題を洗い出し、主としてドイツ法との比較考察の端緒を得た。第四に、付 随的な成果物として、巽智彦「公法における分配問題」法律時報93巻5号(2021)におい て、公法における所得分配という観点から行政主体の危険防止責任を考察した。

### グローバル比較憲法研究の動向とその課題

研究代表者:

実施期間:2020年4月1日~2021年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究課題は、最近瞠目すべき発展を見せているグローバル比較憲法研究の現時点での到達点とその意義を明らかにすることである。今日の比較憲法研究は、立憲主義が世界的に伝播し様々な様相を示し、立憲主義のグローバル化が観察されるようになる中で、従来の比較法的アプローチは、急速に陳腐化しつつある。そこでは、英語という共通のコミュニケーションツールを用いつつ、従来の「法の継受」型の比較憲法研究を脱却して、様々な国々の立憲主義のあり方を共通の指標や分析枠組に基づいて憲法現象について多角的に検討を加えるアプローチが有力化してきている。

申請者は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスでの客員研究員としての研究に従事することにより、同大学で授与された博士論文〔2014年〕を原型とするヤニヴ・ロズナイ〔山元一=横大道聡監訳〕『憲法改正が「違憲」になるとき』(弘文堂、2021年)の翻訳作業と比較的詳細な「解題」の執筆を行うことを通じて、グローバル比較憲法研究がどのようなかたちで発展しているか、について、同書がテーマとする憲法改正の限界問題を具体的な事例として詳細に検証し、日本の憲法状況にどのように寄与しうるかを考察した。

このほか、グローバル比較憲法研究の最前線を探る観点から、アレクサンダー・ゾーメク『コスモポリタン憲法』、ミヒャエラ・ヘイルブロナー『伝統と変容――ドイツ立憲主義の台頭』、クリス・ソーンヒル『トランスナショナル憲法の社会学』、『法の社会学とデモクラシーのグローバルな変容』、『デモクラシーの危機とグローバル憲法』、ジョエル・コロン=リオ『憲法制定権力と法』等の最新の文献研究を精力的に行った。このような作業を通じて理解し得たことは、今日もはやナショナルなレベルで完結するデモクラシーを想定することが不可能となり、危機に適切に対処するためには、構造的に国際人権規範を組み入れた憲法秩序を構築しなければならない、ということである。

また、LSEの提供する比較憲法論の授業(担当:ジョー=エリック・マーケンズ教授およびマーチン・ラフリン教授)に出席することを通じて、どのような比較憲法的素材に注目しているかを検証し、また比較憲法を中心的なテーマとするLSEスタッフおよび若手研究者のセミナー「GOLEM」(主宰:マイケル・ウィルキンソン教授)に出席して、知見を広めることができた。

#### 2019年度助成分

■研究課題名

### 日本の上場企業の所有権構造:ネットワーク分析

研究代表者:

家富洋 (新潟大学・教授)

共同研究者:

相馬亘(日本大学・准教授)

実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究の目的は、我が国における株所有ネットワークに対して最新の数理的手法を利用す ることにより、複雑な企業の所有関係を読み解き、企業の市場価値について間接的所有効果 を含めて実証的に明らかにすることである。実際のところ、企業の所有権構造は、支配が上 層から下層へ向かう単純な階層的構造ではない。企業間の株式持ち合いによって、着目した 会社の本当のオーナーは誰なのかを追跡できない場合が多い。我が国においては、バブル崩 壊後、株式の相互持ち合いの解消が進んでいるが、三角持ち合いをはじめとする循環的相互 保有は規制の対象になっていないこともあり、企業の株式所有権構造は依然として藪の中で ある。分析に用いたデータは東洋経済新報社製の大株主データ(1985年から2009年)であ る。企業とその株主をノードとし、持株関係を有向リンクでつなぎ(株主→企業)ネット ワークを構築した。リンクの重みは、企業の株価に持株数を掛け合わせた時価総額とした。 このように構築されたネットワークには、ノード同士が双方向につながる部分、いわゆる強 連結成分が存在し、最大規模の強連結成分はネットワーク全体の5%ほどを占める。そのよ うなループを含む強連結成分が多者間の株の持ち合い関係を反映している。本研究の特徴 は、Helmholtz-Hodge分解(有向ネットワークの流れ構造を階層的な流れ成分と循環的な 流れ成分へユニークに分解)を用いることにより、強連結成分中の持ち合いループを消去 し、ネットワークにおける階層構造を抽出した点である。得られた階層的なネットワークに 対しては、各企業からその企業の時価総額を上流へ遡らせ、リンクの重みを加味することに より、企業の究極的オーナーをさぐることが可能となる。究極的オーナーと直接的オーナー が大きく変化する企業は、ネットワークの下流側に多いことを具体的に明らかにした。ま た、究極的オーナーを求める方法を利用し、各企業のネットワーク的市場価値を評価し、実 際の市場価値を上回る企業を発見した。そのような企業には、コングロマリット・ディスカ ウント(期間前半で主)と小規模企業が大企業の株式を高い割合で所有している場合(期間 後半で主)の2つの側面があることを指摘した。以上の研究成果は、日本物理学会、ネット ワーク科学に関する国際会議Complex Networks 2019などで報告した。

### グラーティアーヌス教令集注釈書Summa Monacensisの校訂

#### 研究代表者:

源河達史 (東京大学大学院法学政治学研究科・教授)

実施期間:2019年4月1日~2020年11月30日

#### 【研究の概要】

本研究は、Peter von Louveciennesの手になるグラーティアーヌス教令集註釈書Summa Monacensisの校訂を目指すものである。Summa Monacensisは、1173年頃パリで成立し、同地における古典教会法学の出発点となった著作とされる。親縁関係に立つ著作群の存在、1180年代後半から1190年代にかけてパリやボローニャで成立した諸著作への影響を併せ考えると、Summa Monacensisの校訂は重要な意味を持つ。

同著作は、アッラス市立図書館所蔵写本1064(271)に断片が見いだされる他は、専らバイエルン州立ミュンヘン図書館所蔵写本16,084に伝えられている。校訂の重要な前提は、これら2写本がいかなる伝承を表すのか、精確に知ることである。本研究では、これを親縁関係に立つ著作群との比較を通じて明らかにすることを試みた。

まず、オクスフォード大学ボドリアン図書館所蔵写本Barlow 37の欄外註釈を対象とする論文①では、同註釈の成立年代と特徴を明らかにすると共に、アッラス写本が司教ジョヴァンニ4世治下のボローニャで成立したこと、Summa Monacensisがミュンヘン写本成立後も1180年代後半まで発展し続けたことを示すことができた。次いで、Summa Monacensisと親縁関係に立つ著作群との関係を考察した論文②では、2016年パリで行った学会報告では仮説にとどまっていた「共通のソース」の存在を立証すると共に、「共通のソース」に少なくとも2つの版が存在し、Summa Monacensisがより新しい版を伝えること、Summa Monacensisがミュンヘン写本に伝えられるものとは異なる形で存在したこと、を明らかにした。

以上の成果により、現存写本のSumma Monacensisと親縁関係に立つ著作のテクストとの間に相違がある場合、当該相違がミュンヘン写本固有のものなのか、Summa Monacensisという著作自体に固有のものなのか、評価する手掛かりを得ることになる。これは、Summa Monacensisの校訂における重要な前提である。

論文①Tatsushi Genka, The *Distinctiones Tria consideranda sunt in electione* in the Oxford, Bodleian MS Barlow 37, in: Bulletin of Medieval Canon Law 36 (2019) ,275-297. (2020年3月刊)

論文②Tatsushi Genka, Die Summa Monacensis und ihre verwandten Werke, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Kanonistische Abteilung 107 (2021) (accepted)

### 政治学研究における因果推論の方法論と応用

研究代表者:

高橋百合子 (早稲田大学政治経済学術院・准教授)

共同研究者:

Yunkyu SOHN (早稲田大学政治経済学術院・准教授)

実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究は、政治学方法論の研究者と、実証的研究を専門とする研究者とが協力しつつ、政治学研究における因果推論について新たな方法論の開発、およびその方法を実証研究へと適用する可能性を探ることを通して、政治現象における因果関係をより精緻に解明する方法を検討することを目的としており、研究計画に沿って以下の通り研究を遂行した。

- ①ベイジアン一般化統合制御法(BGSC)の開発:共同研究者のSOHNは、近年、政治学の実証研究への応用が進んでいる一般化統合制御法(GSC)に着目し、より頑健な因果推論を行うことを目的に、韓国の研究者とも協力しつつBGSCのアルゴリズムを精緻化させ、統計パッケージの開発を進めた。
- ②最新の方法論の政治学研究への応用:本助成申請者の高橋は、統計的因果推論をより効果的に実証政治学へ生かす方法の検討を行った。具体的に、観察データ(パネルデータ)を用いた因果推論の方法を適用して、より精緻な実証研究を行うことを試みた。これまで、ラテンアメリカにおける社会支出がどのように選挙目的に使われているのか、伝統的な計量経済学の手法である固定効果モデルを使って推定を行ってきたが、これを修正し、新たに開発された、パネルデータを用いた因果推論の方法であるPanelMatchを適用し、新たな成果を得ることができた。これを、2019年11月に早稲田大学で開催された国際シンポジウムで報告し、現在、政治学の国際ジャーナルへの投稿準備を進めている。さらに、SOHNが開発に取り組んでいるBGSCを、自然災害が政治体制の変動へ与える影響を推定する研究へと適用する方法を検討した。
- ③学会発表: SOHNは、上記方法論の開発の進捗状況について、2019年12月に韓国で開催された国際学研究大会(於:韓国・国家外交アカデミー)で報告した。
- ④セミナー開催:高橋とSOHNは、学内外に開かれたセミナー「因果推論とデータ科学」 (早稲田大学現代政治経済研究所内に設置)を実施し、2019年4月から2020年1月の間に8 回のセミナーを行った。国内外で活躍する若手研究者から最新の研究成果を報告していた だくことを通して、特に若手研究者の研究活動の促進に取り組んだ。

以上の研究活動を通して、政治学方法論が専門のSOHNとその応用研究を行う高橋が共同で研究を進めることにより、政治現象における因果関係をより精緻に解明するという目的を達成することができた。この試みをさらに発展させるべく、科研費を申請するに至った。研究助成期間終了後も、研究課題のさらなる発展を目指して研究を継続している。

# 国際規範に対する地域による受容・反発・対案の政治学的分析 ―「保護する責任」概念を事例として

#### 研究代表者:

中内政貴(上智大学総合グローバル学部・准教授)

#### 共同研究者:

小松志朗 (山梨大学生命環境学部・准教授)、井上実佳 (東洋学園大学グローバル・コミュニケーション学部・准教授)、

西海洋志 (政治経済学部・准教授)、宮下大夢 (サレジオ工業高等専門学校一般教育科・助教)、

中村長史(東京大学大学院総合文化研究科・特任助教)

実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

保護する責任(R2P)に関しては、これが人権などの主要規範と同様に国際規範として確立されつつあるという見方がある一方で、リビアやシリアの現状に対して決定的な介入がなされていない現状からR2Pはすでに「死んだ」といった評価も聞かれる。また、R2Pの中心を介入から紛争の予防へと移す動きも見られる。そこで本研究プロジェクトにおいては、R2Pがどの程度国際規範として各地域や各国に認識されているのか、そしてその認識がどのように具体的な行動に表れているのかについて地域別に検討を行ってきた。研究代表者の中内はR2Pについて特に積極的な言論が見られる欧州の地域機構、共同研究者の小松は英国およびフランス、井上はアフリカの地域機構、西海はラテンアメリカの地域機構および主要国、宮下は東南アジア諸国連合(ASEAN)および主要国、中村は米国を担当し、各アクターの行動を受容・反発・変容・対案に分類してR2P規範の伝播状況を描き出した。

研究会を2回開催して研究を進めるとともに、重要な文書の和訳を行なった。その成果 を、まず日本国際政治学会研究大会(2019年10月、於:新潟コンベンションセンター)分科 会セッションにおいて報告した。中内が司会および本研究プロジェクトの説明を行い、西海 が国連平和維持活動の任務である文民保護 (PoC) が徐々にR2P規範と融合している現実を 描き、中村は米国について、オバマ政権下で開始された虐殺防止のための委員会の活動が、 トランプ政権で逆行の動がありつつも継続・発展している状況を描き出した。続いて2020年 3月に東京大学駒場キャンパスにおいてシンポジウムを開催し、本プロジェクト参加の研究 者全員が研究成果を発表した。例えば欧州の地域機構については、言論においてR2Pを機構 レベル・各国レベルでR2Pへの支持が表明される一方で、実際の各国の政策レベルにおいて は必ずしも取り組みが進んでおらず、規範の空洞化が見られることを明らかにした。他地域 では例えばラテンアメリカでは、ベネズエラのように国家主権を盾にR2Pに強い反発を示す 国が存在し、ブラジルが「保護する間の責任」という対案を打ち出した一方で、米州機構 (OAS) の事務総長がR2Pを極めて積極的に推進しようとするという、規範間の競合状況が 明らかになった。これらの場ではR2Pや各地域に造詣の深い第一線の研究者を討論者として 計4人招いたが、いずれからも本プロジェクトの重要性への高い評価と今後への激励をいた だいた。

### 製造業企業のサービス化の実態とその要因

研究代表者:

松浦寿幸 (慶應義塾大学産業研究所・准教授)

実施期間:2019年6月1日~2020年7月31日

#### 【研究の概要】

近年、高所得国を中心として製造業雇用シェアが低下傾向にあることが知られている。その一つの要因として、中国を含む新興国から高所得国への輸入の増加の影響が注目を集めている。本研究では、日本の企業レベル・データを用いて中国からの輸入が企業内の組織再編、より具体的には製造業企業のサービス分野への進出に及ぼす影響について分析を行った。従来の多くの研究は産業・事業所レベルの分析であったが、この場合、同一企業内の本社や研究開発などの間接部門、卸小売やアフターサービスなどの非製造業事業部門を含む企業内部門間再編などが把握できないという問題があった。本研究では詳細な輸入データと企業レベル・データを接続することで製造業企業の部門別雇用シェアで測った「サービス化」の現状とその変化の要因について分析を行った。その結果、我が国の製造業企業は中国からの輸入増加により、製造部門を縮小させる一方で、サービス部門での従業者を増加させる傾向にあることが示された。サービス部門の中でも、特に卸小売・その他サービス部門の従業者シェアの増加が見られた。

また、こうした輸入による製造業企業のサービス化に対する影響は、企業規模あるいは輸出状況によって異なっており、規模の大きい企業、および輸出企業が積極的に製造部門からサービス部門への事業部門のシフトを行っていることが明らかとなった。さらに、サービス部門に事業部門をシフトさせる企業の中で、製造業から完全にサービス業に転業する企業(転業企業)についての分析を行った。こうした企業の数そのものについてはさほど大きくないが、転業企業は比較的規模が大きいことから、1997年から2014年までの製造従業者の減少幅に対する累積的な転業企業の貢献度は比較的大きく18.8%に達することが明らかとなった。

# 民族多様性と人々の健康〜ミャンマーを対象とした研究からの 多民族共生社会への示唆

研究代表者:

松島みどり(筑波大学・准教授)

共同研究者:

山田浩之(慶應義塾大学経済学部・教授)、吉川香菜子(国連人口基金・モニタリング評価専門官)

実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究は、ミャンマーを対象国として民族の多様性が人々の健康状態に与える影響を定量的に明らかにし、そのメカニズムを解明することで健康状態の改善のための具体的な政策議論に役立つ資料を提供することを目的としたものである。多様性と健康についての先行研究は限られており、特にマイクロデータを使用しての計量分析は珍しく、学術的貢献も大きい。

ミャンマーは国内の健康格差が大きく、出生時平均余命は都市部と農村地域で11歳もの差 があり、5歳未満児死亡率についても国境地帯では149.1(1,000出生あたり)にも上ってい る。そして、少数民族は特に健康状態が悪いと言われている。そこで、本研究では全国を対 象としたサンプリング調査の個票データ(World Bank実施「Myanmar Poverty and Living Conditions Survey 2014/2015」) を用いて分析を行った。分析では、304の村から収集され た3648家計のデータを用いており、家族の民族、その家族が属している村に居住している 人々の民族の種類(数)を着目変数とし、これらが過去30日間の家族健康状態と、過去1年 間の家族の健康状態に影響を与えるかを、社会経済要因を一定とした上で分析した。分析の 結果、民族が多様な村に住む家族は健康状態が悪くなる傾向が確認されたものの、少数民族 であること自体は健康状態を悪化させるという結果は見られなかった。民族の違いは生物学 的な差を表すものではなく、またそれが健康状態を決定するという先行研究は存在しておら ず、分析結果はそれらと整合的である。研究ではさらに、サンプルを国内移動の経験の有無 でグループ化し、それぞれのグループで分析を行った。その結果、国内移動をしているグ ループでは、少数民族であること、そして民族多様な村に住んでいることは統計的に有意に 健康状態が悪いことが明らかとなったが、国内移動をしていないグループでは民族間および 居住地の多民族性による健康の差は確認されなかった。なお、国内移動をしている場合、少 数民族はそれが強要されたもの(紛争・経済的理由)である可能性が高く、またそれらの理 由で国内移動をする場合に居住先は貧困地域であり、様々な民族が集まってきていることが 文献では指摘されている。これらを鑑みると、民族多様性そのものではなくその社会的背景 が人々の健康に影響を与えていることが予想され、それらを作り出している政治的、制度的 問題の改善は人々の健康状態を改善するために非常に重要であることが示唆される。

# 経済リテラシー、行動バイアス、および財務行為との関係に 関する研究

研究代表者:

葉聰明(九州大学経済学研究院・教授)

実施期間:2019年4月1日~2020年12月31日

#### 【研究の概要】

本研究では、個人の財務意思決定の過程において行動バイアスがどのように財務行動に影響を与えるのか、また、行動バイアスはどのような要因に影響されるのか、について解明することを目的にしている。そのために、大規模データを用いた分析だけでなく、申請者の所属大学の学部生を対象とするサーベイも行った。その結果は次のようにまとめる。

「金融リテラシー調査 2016年」のデータを利用し、有効サンプル12,653人を分析した結果、金融知識だけでなく、金融知識における「自信」も財務行為に影響を与えることが分かった。先行研究と同様に、金融リテラシーの高い人は、株式取引や老後のための貯蓄を行う割合が高い結果が得られた。さらに、金融リテラシーと並べ、それに対する「自信」も重要な要因である。金融リテラシーの高い人の中で、その自信が低い人は、それが高い人に比べ、株式取引や老後のための貯蓄を行う割合が統計的に低いことが分かった。逆に、金融リテラシーの低い人の中で、その自信が高い人は、それが低い人に比べ、株式取引や老後のための貯蓄を行う割合が統計的に高いことが分かった。また、金融リテラシーが高くその自信が低い人と、金融リテラシーが低くその自信が高い人は、株式取引や老後のための貯蓄を行う確率が近い結果から、「金融知識」とそれに対する「自信」は投資と貯蓄行為を起こすうえで代替的な役割を果たしていると言える。

大学生150人を対象に行った実験では、個人の数理能力、金融知識、行動バイアス(損失回避、楽観主義、代表性バイアスなど)を測っている。これらのバイアスは投資・貯蓄活動に関連するもので、高いバイアスは賢明な財務行為を妨げるものと思われる。これらのバイアスは個人の数理能力と金融知識に影響されているかどうか、実証研究を行った。その結果、個人の数理能力も金融知識もこれらのバイアスを抑える可能性を示唆する結果が得られた。

これから投資や年金等の意思決定において自己責任が問われる時代になりつつある中、個人の投資・貯蓄などの経済活動はどのような要因によって影響されるのか、それが重要な課題になっている。本研究の結果、経済金融知識、自信の金融知識への適切な自信、さらに、数理能力が重要な要因として考えられる。投資、教育プログラムの設計において、これらの要因を重点的に取り入れ、強化する必要があると考えられる。

### 機微技術管理と対内直接投資規制

研究代表者:

**渡井理佳子**(慶應義塾大学大学院法務研究科·教授)

実施期間:2019年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究は、安全保障の見地からの対内直接投資規制について、日米比較法の手法により、 機微技術管理に注目した検討を行ったものである。

経済協力開発機構(OECD)の加盟国の多くにおいて、安全保障の見地から、対内直接投資規制を見直す動きが続いている。この背景にあるのは、OECD加盟国とは異なる社会経済体制を持つ国によって、機微な技術の取得を目的とした企業買収の動きが活発化してきたことがある。

対内直接投資の規制について、先駆的な立場にあるアメリカでは、オバマ大統領の民主党政権の時代より、安全保障の見地からの対内直接投資法の見直しを開始し、トランプ大統領の共和党政権に入ってからもその動きは踏襲されてきた。超党派による取り組みの結果、2018年8月に、改正法である外国投資リスク審査現代化法(Foreign Investment and Risk Modernization Act of 2018, FIRRMA)が成立し、2020年2月には規則も制定されて、規制の強化が実現した。

日本の対内直接投資規制は、主に外国為替及び外国貿易法(外為法)の下で導入されてきた。 外為法は、2017年の改正で、安全保障の見地から、無届で対内直接投資を行った外国投資家 に株式売却等の命令を行うことができる制度を導入したほか、外国投資家が他の外国投資家 から非上場株式を取得する行為を審査付事前届出制の対象に加えて規制の強化を図った。さ らに、2019年の改正においては、アメリカと同様に技術流出の防止の観点から、対内直接投 資計画にいて事前届出の対象を拡大した。これを受けて、関連する政省令と告示も改正され、 2020年6月には施行および全面適用されることとなっている。

この1年間の研究については、以下のように公表を行った。まず、対内直接投資規制の強化一般については、Recent Developments in National Security Review of Foreign Direct Investment: US, UK and Japan(2019年9月18日、イギリスCity Law School)と題する報告を行い、この成果は2020年4月に National Security Review of Foreign Direct Investment: Recent Developments in the United States and Japan(26 INT L TRADE L. & REG 2, 126(2020))に公表した。次に、機微技術管理との関係については、日本経済法学会の2019年大会において「機 微技術管理と対内直接投資規制」(2019年10月26日、東洋大学)と題する報告を行った。こちらの成果は、2020年10月に公刊される日本経済法学会年報41号に掲載される予定である。

今後も、この1年間の成果を前提に、機微技術管理について、また対内直接投資規制における投資の自由と安全保障のバランスに配慮した制度設計ついて、検討を重ねていきたいと考えている。

#### 2018年度助成分

■研究課題名

# オプト・イン型集団訴訟手続の活用可能性と課題: 合衆国公正労働基準法上の集合訴訟を素材として

研究代表者:

**内海博俊**(立教大学·教授)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究は、アメリカ合衆国(米国)における、連邦公正労働基準法(FLSA)に定められた集合訴訟(collective action)を中心とした、手続への参加に個別の権利者の積極的同意を必要とするいわゆるオプト・イン型の集団訴訟手続に焦点を当て、オプト・アウト型採用への抵抗が強いといわれる日本法にとって有益な示唆を得るところにある。2018年度は、前半には同地での在外研究中であったこともあり、アメリカ法を中心に、2019年度には、加えて日本法に関する検討を行った(さしあたり、消費者裁判手続特例法に基づく被害回復手続を念頭におく論考が近刊予定)。

アメリカ法に関しては、集合訴訟(その展開につき、出版物による公表には至っていない が、2019年度後半に、琉球労働法研究会・北大労働判例研究会において研究報告を行なっ た)とともに、広域係属訴訟 (MDL) を主要な舞台としたオプト・イン型の大規模な集団 的和解が(その一端は「米国連邦裁判所の広域係属訴訟(MDL)における包括的和解のメ カニズム」法と政治70巻1号293頁にて紹介した)注目を集めており、オプト・イン型手続の プレゼンスは高まっている。しかし一方で、同地の議論は、オプト・イン型/オプト・アウ ト型という区別の意義を相対化させる方向にあるようにも見える。その背景には、①オプ ト・アウト型であるクラス・アクションに比して、オプト・イン型手続の処理に関する議論 の蓄積が不十分なため、前者に関する議論・規律の応用によって後者を論じる傾向があるこ と、②①が起きる基盤として、現実のオプト・イン型手続は、MDLであれ集合訴訟であ れ、クラス・アクションと絡み合った形で進んでいることが多いこと(前者については上記 文献を参照。後者については、連邦法であるFLSAに基づく集合訴訟と、同様の規律を伴う 州法に基づくオプト・アウト型クラス・アクションが併合提起される(hybrid action)といっ た、おそらくアメリカ特有の事情がある。他方で、③オプト・イン型でも、オプト・インの 募集が早期に行われれば、以後の(すでに参加した)権利者の状況は、それ以上何もしなく とも結果に拘束されるというものとなる。だとすれば、彼らについては、クラス・アクショ ンにおけるクラス構成員とそれほど変わらない保護が必要となる可能性があること等も挙げ られうる。③同様の指摘は、選定当事者制度等が訴訟の早期におけるオプト・インを排除し ていない日本においても可能かもしれない。

### 日本の証券市場におけるアノマリーの研究

研究代表者:

**髙橋秀徳**(名古屋大学大学院経済学研究科·准教授)

共同研究者:

加藤英明(名古屋大学大学院経済学研究科・特任教授)、山崎尚志(神戸大学大学院経営学研究科・教授)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究の目的は、わが国戦前期の企業を取り巻く経済及び社会環境と現代のそれとの違いに焦点を当て、ファイナンス理論から推測される理論的帰結と現実とを対比することで、ファイナンス理論が提起する現代の問いに答えることである。戦時体制への移行により、軍需産業と平和産業間の外部資金調達の手続きに大きな格差が生じたことから、これを外生的ショックとしてとらえたとき、企業の財務柔軟性と資金流動性との因果関係にどのような示唆が与えられるのかについて理論的検討を試みた。

昭和初期から戦前までの期間について収集したパネルデータを用いて分析した結果、外部 資金制約に直面した企業群では内部流動性を高める傾向があることが明らかになった。この 結果は、ファイナンス理論から予想される結果と整合的であり、企業は予備的に流動性を確 保するという既存研究の主張に追加的な実証的証拠を提供する。

本研究の貢献は、歴史的データベースを構築し、分析した点である。多くのファイナンス研究は、データの利用可能性の理由により、比較的新しい現代(戦後)のデータを用いて分析を行うことが一般的であった。ファイナンス分野において、歴史的データを用いる研究は少ない一方、本研究は大規模な未開拓のデータを用いた企業金融に関する研究である。今後は戦後期のデータを加えることで戦前から現代までの超長期にわたる企業金融の変貌を分析していく。

加えて、上に関連し、本研究では、戦前期の法制度導入を外生ショックととらえることで、企業の財務意思決定の因果関係を明らかにした点に貢献がある。ファイナンスにおける種々のパズルのメカニズムは、内生性の問題等が妨げとなり、その解明が困難なことが多い。制度や企業構造が大きく異なる戦前のデータを用いて、現代の日本企業の行動が制度・経済環境に起因するものであるか、あるいは投資家の非合理的行動や日本企業固有の要因によるものかを明確に識別した研究は存在しない。そのため本研究から得られる知見は、日本の金融市場の制度設計に重要な示唆を与えるであろう。

本研究の成果は研究会を中心に報告し、幅広く議論する機会を持つことができた。今後は、研究論文としての完成度を高めるとともに、歴史的データを活用し他のファイナンス理論の検証に一層取り組んでいく予定である。

# 国際比較と経済分析からみた日本の企業統治 ---経営者人事と配当政策を中心に---

#### 研究代表者:

津野田一馬 (大阪大学大学院法学研究科・准教授)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究の目的は日本企業のコーポレート・ガバナンスにつき、国際比較と経済分析の観点から検討を加え、コーポレート・ガバナンスを支える制度に対する提言を行うことであった。

本研究の主要な成果である著書『役員人事の法制度』(商事法務、2020年)では、現在世界的に主流となっているモニタリング・モデルという考え方が普及した経緯を調査することで、経営者の選解任と報酬が、コーポレート・ガバナンスにとって極めて重要であると考えられるようになった理由を明らかにした。アメリカおよびドイツの法制度・実態を調査することによって、両国および日本のコーポレート・ガバナンスを比較するための共通の枠組みを構築した。さらに、その枠組みを用いて、日本の経営者選解任・報酬に関する法規制のあるべき姿について、私見を述べた。同書は、今後の日本のコーポレート・ガバナンス改革に対する指針を示すとともに、平成26年・令和元年改正会社法の解釈論の基礎となることが期待される。

具体的には、同書ではまず、モニタリング・モデルとよばれるコーポレート・ガバナンスに関する思想の起源と展開を検討した。続いて、経営者の選解任については、①取締役候補者の指名、②株主総会での取締役の選解任、③後継者の育成・選抜、④経営者の解任という異なった場面に分けて考えることが有益であることを明らかにした。同書では、それぞれの場面において法制度が達成すべき価値を明らかにし、日本法への提言を行った。同書第三編は経営者報酬に関する編であり、公表済論文の再録であるが、近時の学説および令和元年会社法改正に対応するとともに、第一編・第二編との整合性を確保することを目的として、大幅に加筆修正を加えた。

同書の執筆と並行して、コーポレート・ガバナンスに関する判例を題材とする研究も進めた。特に、「新株予約権の行使条件に違反した株式発行の効力(最判平成24・4・24)」法学教室471号30頁(2019年)では、ストック・オプションに関する最高裁判例の内容をめぐる学説の混乱を整理するとともに、経営者報酬に関する国際的な政策的論争と日本法の解釈論を接合することを試みた。

### 「グローバル・ルール」としての紛争鉱物取引規制の実態

研究代表者:

華井和代 (東京大学未来ビジョン研究センター・講師)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

コンゴ民主共和国(以下、コンゴ)では1996年以降、東部の資源産出地域における紛争が継続してきた。武装勢力は鉱物産出地域を実効支配し、違法な採掘・取引に従事すると同時に、住民への暴力を奮っている。紛争と資源の結びつきは国際社会で問題視され、2010年にはOECDのデューディリジェンス・ガイダンス、および、アメリカのドッド・フランク法1502条として、紛争鉱物取引規制が制定された。日本国内では規制化されていないものの、日本企業が欧米企業と取引するためには、自社のサプライチェーンをさかのぼって紛争鉱物を排除するための紛争鉱物調達調査を行うことが必要である。そのため日本でも、電子機器産業や自動車産業を中心に、大規模な調査が実施されている。本研究の目的は、紛争鉱物調達調査の実態を把握すると同時に、規制によってコンゴ東部の紛争がどのように変化したのか、規制の効果を検証することにある。

2018-19年度には、以下の4部から構成する調査研究を行った。(1) 文献・資料調査、(2) 日本の電子機器企業、自動車企業、製錬所および電子情報技術産業協会(JEITA)責任ある鉱物調達検討会への聞き取り調査、(3) ルワンダとウガンダでの鉱物認証機関への聞き取り調査、(4) コンゴ東部の資源産出地域から周辺国に逃れた難民への聞き取り調査。

研究結果として以下の点を明らかにした。サプライチェーンの上流では原産地認証メカニズム、中流では紛争フリー製錬所の監査・認定、下流企業では統一調査用紙を用いた質問紙調査など、各段階での認証メカニズムが構築されている。その一方で、コンゴ東部の鉱物産出地域におけるガバナンスには大きな問題があり、鉱物の密輸が横行し、武装勢力や国軍兵士による住民への暴力はむしろ増加している。したがって、現在のメカニズムでは紛争経済を転換させることはできていない。下流企業がサプライチェーンにおける人権保護に責任を負うことは、国連ビジネスと人権に関する指導原則にも沿った世界の潮流であり、取り組みが始まったことは評価に値する。しかし、規制によって紛争経済を転換させ、住民への暴力を停止するには、資源産出地域のガバナンスの改善が必要不可欠である。

研究成果は、書籍(分担執筆)と論文3本にまとめて発表した。今後は、ガバナンスの問題に焦点を当てて研究を継続する予定である。

# ライフサイクル上の雇用・失業、特に非正規労働者と 女性労働者に関する経済分析

研究代表者:

藤本淳一(政策研究大学院大学:准教授)

共同研究者:

Julen Esteban-Pretel (City University of New York, Queens College · 准教授)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

この研究の目的は、年齢を明示的に取り扱う労働サーチ・マッチング・モデル(以下、ライフサイクル・労働サーチ・マッチング・モデル)を用いて人々のライフサイクルにおける雇用・失業問題を分析することである。具体的には、労働者が現実同様、規則的に年をとり一定期間後に労働市場から退出するとの仮定下で、雇用・失業問題とライフステージの関わりに正面から向き合った分析を行うことを目指してEsteban-Pretel氏と共同研究を進めた。

特に、以下の二つの問題の分析に重点を置いて研究を進めた。一つ目は、非正規雇用問題である。近年日本では非正規雇用比率が高まり(女性では6割近く)、社会問題となっているが、若年フリーター、育児が一段落した女性のパート勤務、定年後の再雇用等、非正規雇用の要因は様々であり、労働者を一括りにした分析には限界がある。ライフサイクル・労働サーチ・マッチング・モデルに労働者の性別を導入することで、こうした年齢・性別毎の非正規雇用の要因のモデル化が可能になる。二つ目は、女性の非正規雇用と関連の深い、結婚・出産後の労働市場からの一時的退出の問題である。労働市場からの一時的退出やその後のパートタイム労働者としての労働市場への再参入が経済学的見地から是正すべき問題であるか等につき、定性的及び定量的に分析することを目指した。

研究実施期間においては労働サーチ・マッチング・モデルを用いた分析に必要となるデータを入手するために、まず日本の労働力調査・労働力特別調査のミクロデータを用いて雇用状態(正規・非正規・失業・無就業)間の年齢別移行パターンが男女・教育・婚姻状況別にどのように異なるかを分析した。分析の結果、未婚の男女の雇用状態間の移行パターンにはかなりの類似性が見られること、男女ともに教育による差異よりも婚姻状態による差異の方が大きいこと、予期されるとおり既婚女性は未婚女性よりも正規雇用から他の雇用状態へ移行しやすいこと、男性の場合はその逆であること等の結果が得られた。こうした結果を2019年8月に開催されたAsia-Pacific Economics Association 15th Annual Meeting(於:福岡大学)で発表して参加者より有益なフィードバックを得た後、内容の一部を英語論文"Non-Regular Employment over the Life-cycle: Worker Flow Analysis for Japan"としてまとめて投稿し、Journal of the Japanese and International Economiesへ掲載が決定した。

その後、ライフサイクル・労働サーチ・マッチング・モデルにより数値シミュレーションを行うべく、性別や教育水準を導入した当該モデルの構築や、ミクロデータから得られた結果の活用方法につき議論を行い理解を深めた。

# 体制転換が政治・経済エリートにもたらした影響:明治維新を 計量分析する

研究代表者:

松本

加子
(東京理科大学理学部第一部教養学科・講師)

共同研究者:

**岡崎哲二**(東京大学大学院経済学研究科·教授)

実施期間:2018年4月1日~2020年4月20日

#### 【研究の概要】

エリート集団と非エリート集団の間に流動性は存在するのだろうか。この問題は、Pareto や Shumpeter が論じた古い課題であり、そして、近年も Clark や Piketty らによって議論が続いている。このような問題に対して、近代日本のデータを構築する事で、松本と岡崎は貴財団から賜った支援をもとに、二つの共同研究を行った。以下、研究の概要とそして実績をまとめる。

(a) 日本の近代化における政治エリートの社会的流動性

日本の近代化は明治維新という政治体制の転換を伴う形で進行した。この政治体制の転換はどのような影響を政治エリート集団にもたらしたのであろうか。貴財団に助成を申請時には1915年出版の『人事興信録4版』データのみを用いて、政治エリートの分析を行なっていたが、海外ジャーナルに論文の査読に出したところ、一時点でのデータ解析では不十分であるという批判があった。したがって、1928年出版の『人事興信録8版』データを加え、分析を進めた。その結果、明治維新期においては高い能力(高学歴、留学経験)をもつ平民が少ないながらも政権中枢部に食い込む事ができたのに対し、近代化が進むにつれて、平民のエリート集団への参加自体は容易になるものの、下位エリート集団から上位に出世することは難しく、平民がエリート集団の中枢部に食い込める可能性は逆に低まる傾向がある事がわかった。現在、この研究は再度修正の上、海外ジャーナルの査読に出している。

(b) 日本の近代化における経済エリートの社会的流動性

日本の近代化は身分にかかわらず職業選択ができる自由を与えたわけであるが、その職業選択は、人々の経済的地位にどのような流動性をもたらしたのだろうか。『人事興信録』から社会的属性情報と『紳士録』から所得税及び職業を取得する事で、本研究では1898年と1933年で職業(官僚、ビジネス、専門職、政治家)と所得の関係がどのように変化をしたかを分析した。結果、華族が平民に対し経済的優位があることは確認されるものの、平民がビジネス職を選ぶことでそのギャップは縮まる事が統計的に確認された。

シカゴで開催された the Midwest Political Science Association の年次大会、そして、ボストンで開催された the World Economic History Congress で学会報告をすることができた。 現在、本論文は海外ジャーナルの査読に出している。

# 人口減少社会における農林水産業の第6次産業化と その持続可能性

研究代表者:

馬奈木俊介 (国立大学九州大学大学院工学研究院・教授)

共同研究者:

池田真也(茨城大学・助教)、若松美保子(東京海洋大学・准教授)、玉置哲也(香川大学・講師)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

本研究の目的は、人口減少や震災等の外的ショックという今日的課題を念頭に、人口減少社会における農林水産業の第6次産業化とその持続可能性の分析を行うことである。特に持続可能な農林水産業の発展のために経済学のしくみを活用したうえで、新しい時代文脈における持続可能な発展の経済学的ビジョンを提示する。本研究のもたらす貢献は、第一に、世界、国、国内の地域という様々な空間軸で持続可能性を理論づけ、新国富指標のもととなる包括的資本とシャドウ価格のデータを整備し公開した(http://evacva.doc.kyushu-u.ac.jp/)、第二に、各国各地域の持続可能性指標に関して世界で最も広範囲なデータベースを構築し発表した(http://www.managi-lab.com/iwp/iwp\_2018.html)、第三に、全国・世界的規模の住民意識に関する調査から新国富指標と幸福度を統合したデータベースを開発した、第四に、東日本大震災の前後のデータセットによって、災害時の復旧の度合いや今後の持続可能性を測定可能にした。

これらの研究成果は、論文として査読付き国際・国内学術雑誌に多数掲載し、また書籍も学術的に知名度の高い国際・国内の出版社から出版している(http://www.managi-lab.com/achievement.html)。更に学術のみならず、英国の首相任命である「生物多様性の経済学」報告書の根本となる考え方を新国富指標そして自然資本でまとめることにも貢献した。

本研究が対象とする人口減少下における持続可能な発展論の経済学的研究のため、人工資本・人的資本・自然資本を統合し算出した、持続可能な発展の指標である新国富指標 (IWI) について、日本国内・世界にて、都道府県、政令指定都市、市区町村レベルでの調査を行い、新国富指標の計算を終えた。特に、構築された国内データを用いて、福岡県糟屋郡久山町、宮若市、直方市などの地域と協力して、これらの地域での政策決定に生かせるよう働きかけ、久山町では公園整備などの実際に予算配分を決定する際の指標となり、総合戦略にも新国富指標の目標値を設定できた。政策ツールとして、農林水産が大きく絡むIWIやグリーンNNPの額・成長率にリンクする債券を実験として提案した。さらに、将来人口を含めた一人当たりで見た動学的平均功利主義IWIと通常の一人当たりIWIを理論・実証的に比較分析し、持続可能性分析に与える影響を考察した。市区町村レベルだけでなく、30メートル四方でのメッシュデータを作成し、中国全土における新国富指標の変化を詳細に分析することに成功した。

# 都市の土地における取引費用の定量化、及びその歴史的起源について:江戸/東京の事例から

研究代表者:

共同研究者:

中島賢太郎(一橋大学イノベーション研究センター・准教授)、手島健介(一橋大学経済研究所・准教授)

実施期間:2018年4月1日~2020年3月31日

#### 【研究の概要】

#### 1.研究の目的

本研究の目的は、都市において大規模開発をする際に、地主を説得するといった取引に付随するコスト (=取引費用) がどう都市の発展や災害からの復興を阻害しているかを定量化することである。その分析対象として、世界でも有数の都市である近現代の東京を扱う。明治以降の経済発展の中で、常に土地開発の圧力があり複数の災害を経験にした東京を題材にすることで、土地利用の高度化や災害・空襲からの復興に際してどのような阻害要因を抱えていたかを分析することができ、都市における集積が重要な現代経済において政策的な含意を得ることも出来る。

#### 2.現時点での成果

分析にあたっては、より厳密な因果関係の分析のために、江戸期に大名屋敷があった地域かどうかで現代への開発の影響があるかないかという分析を進めた。大名屋敷があった地点においては、明治初期土地区画の設定の際に大きな筆の設定がされ、大土地所有が継続してなされている可能性が高い。そうした地域では、土地利用の高度化などに伴い広範囲な開発が重要になった場合、複数の地主がいるケースに比べ容易で、土地利用の高度化や地価の上昇があると考えられる。また単純に現代の土地開発と現代の土地保有に関係を見ると、開発が進んだので大土地所有が進んだ、といった逆因果の問題等があり因果関係を明らかにすることは難しいが、近代的な経済発展が始まる前の土地所有の細分化と現代の土地開発の関係を見ることで、そういった問題を克服することができる。

分析のためには、江戸から現代にわたっての各種地図資料の電子化が必要であるが、既に江戸末期の大名屋敷の分布と、戦前期における地籍図や地価などの電子化などが完了した。それらを分析した結果、大名屋敷があった地域では、明治初期において筆数が少なく、また現代において地価が高く、建物の高さが高い、また建物の数が少ないといった結果が得られている。また第二次大戦時における全焼地域においても同様のパターンを発見した。一方、戦前では旧大名屋敷地は現代と同様に筆数は少ないが、地価むしろ低いという結果を得た。これは大きい区画の価値が高層建築技術や産業構造の変化によって高まってきたためと思われ、区画の価値の源泉を示唆するものとして重要な発見である。またより精緻な比較のために、地理的性質が似ているはずの隣り合ったセルのみでの比較や、回帰不連続デザインと呼ばれるより洗練された推計方法を用いた。具体的な推定値は様々であるものの、質的な結論は概ね頑健であった。これらの成果をもとに、各種研究会などで発表を重ね、夏には経済学で最も権威ある学会の一つであるEconometric Societyの5年に一度の世界大会での発表を予定している。

#### 3.今後の検討課題

すでに大名屋敷が区画サイズを通して高層化や地価に与える影響は確認されたが、そのメカニズムや経済への含意の検討のために高層建築における企業活動の分析や、取引費用が与える都市全体への影響を都市内均衡モデルにより定量化していくことが課題である。